

重要事項説明書（居宅介護支援）

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人厚木慈光会 ムツアイホームやすらぎ
所在地	神奈川県厚木市下川入1296番地
事業所指定番号	神奈川県 1472900065号
管理者	介護支援専門員 飯島 久美
連絡先	TEL 046-245-8312
サービス提供地域	厚木市、愛川町

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	居宅事業所の管理	1名
主任介護専門員等	専門員の指導、育成等	1名以上
介護支援専門員	介護プラン・介護予防プランの作成等	3名以上

3 営業日・営業時間

営業日	月～金曜日	土・日曜日
営業時間	8:30～17:30	休み

※1 年末年始は休みとなります。

※2 営業日・営業時間とサービス提供日・サービス提供時間とは異なりますので、あらかじめご了承下さい。尚、実施計画と人員体制により、サービス提供日・時間を確認させていただきます。

※3 サービス提供に当り、常時の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談体制を確保いたしております。

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。（全額保険給付）

ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、利用料金が発生する場合があります。

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

「ムツアイホームやすらぎ居宅介護支援利用料（単位）表」に記載しております。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族の当法人職員に対するハラスメント行為は、禁止します。
当法人職員に対するハラスメントに関しては、別にお渡しする（別紙1）「当法人職員に対するハラスメントについて」をご参照ください。
なお、暴言などによって信頼関係維持が困難となり、サービス提供ができなくなった場合は、書面で通知することにより契約を解除します。

6 事故発生時等緊急時の対応として事業所は、事故発生時の対応等の指針を整備します。

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 状況及び対応について記録をとります。また、予防対策に努めます。

7 ハラスメントの防止

- (1) 事業所は、各種ハラスメントを防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - ①ハラスメント防止のための指針の整備。
 - ②ハラスメント相談窓口の設置。
 - ③ハラスメントに関する研修の実施。
 - ④ハラスメントの内容、ハラスメント禁止の旨、厳正な対処をする旨などについて、職員に周知・啓発する。
- (2) 事業所はハラスメントが発生した場合、次の各号に定める対応をとるものとする。
 - ①事実関係を迅速かつ正確に確認する。
 - ②事実関係が確認できた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置をとると同時に、行為者に対する措置を厳正に行う。
 - ③再発防止に向けた措置を講ずる。

8 従業者等の質の向上を図るために、内部・外部研修の機会を設けます。

9 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員へ連絡を下さい。また、担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を病院又は診療所へお伝え下さい。

10 秘密保持として、当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。また、従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

11 虐待の防止

- (1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる

ものとする。

①虐待防止のための指針の整備。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催、また職員への会議録の周知をする。

③職員に対する研修の整備。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するように努める。

1.2 事業所のサービス方針等

手を合わせ 心あわせて 幸せに (厚木慈光会創設者 天利俊明 初代理事長遺訓)
創設の福祉の心と確かなムツアイのサービスを利用者や地域社会に提供していきます。健康と介護の支えを共に創ります。

1.3 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	ムツアイホームやすらぎ 電話番号 046-245-8312 FAX番号 046-245-8313 担当者 飯島 久美 対応時間 8:30~17:30
ハラスメント相談コーナー	同上 ただし、上記担当者全員がハラスメントに関与している場合、担当者は、法人本部事務長とします。

○ 公的機関においても、次の機関において相談や苦情申出等ができます。

介護保険相談窓口	・厚木市介護福祉課 (厚木市中町3-17-17) 電話番号 046-225-2240 ・愛川町高齢介護課 (愛川町角田251-1) 電話番号 046-285-2111 ・神奈川県 福祉部 高齢福祉課 在宅サービスグループ (横浜市中区日本大通り1) 電話番号 045-210-4840 電話番号 ・対応時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

神奈川県国民健康保険 団体連合会 (介護保険課介護苦情相談係)	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

1.4 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 厚木慈光会 ムツアイホームやすらぎ
代表者名	代表者 天利 俊介
所在地・電話	厚木市下川入1296番地 TEL046-245-8312 FAX046-245-8313
業務の概要	居宅介護支援事業所、通所介護・通所型サービス、(予防)短期入所生活介護(従来型・ユニット型)、介護老人福祉施設(従来型・ユニット型)、厚木市睦合地域包括支援センター、厚木市睦合南地域包括支援センター

(注) 記載の重要事項説明書内容につきましては、関係法令、運営、人員体制等の状況により変更をいたします。

令和6年12月1日 改定

私は、本書面に基づいて重要事項説明書の説明をし、交付致しました。

令和 年 月 日

説明者 住 所 神奈川県厚木市下川入1296番地
名 称 ムツアイホームやすらぎ
説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項説明書の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印（続柄 _____）

ムツアイホームやすらぎ 居宅介護支援 利用料（単位）表

区分	項目	金額
基本	要介護1又は要介護2	1,086単位/月
	要介護3から要介護5	1,411単位/月
加算	特定事業所加算Ⅱ	421単位/月
	初回加算	300単位/月
	入院時情報連携加算Ⅰ	250単位/月
	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位/月
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位/回
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位/回
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位/回
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位/回
	退院・退所加算（Ⅲ）	900単位/回
	通院時情報連携加算	50単位/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回 (月に2回まで)
	ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月

※原則、自己負担額はありません。（保険給付）、地域加算は11.05となります。

ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金をお支払い下さい。

※介護保険の改正・改定に従い、上記の料金に変更となる場合があります。

通常サービス地域を越えて行う訪問等	【自動車の場合】 5kmまで500円。 以後、1kmつき30円加算 【その他の移動手段の場合】 実費
-------------------	------------------------------------------------------------------------------